

令和2年9月18日

第9回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第9回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年9月18日（木） 午前9時05分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

4番 ○○○○○ , 5番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日

令和2年9月18日（金） 午前11時21分

令和2年第9回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第76号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第77号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第78号 農地法第4条による許可申請について

議案第79号 農地法第5条による許可申請について

議案第80号 農地法第25条による和解の仲介について

議案第81号 農用地等のあっせんについて

議案第82号 農用地利用集積計画について (利用権設定)

議案第83号 農用地利用集積計画について (所有権移転)

(2) 報告第9号 合意解約等の報告

4 閉 会

ん。渡人と受人は、親子の関係です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、田には水稲、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地にも影響がなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 89 号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親子の関係です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、田には水稲、畑 2,849 m²には甘藷を作付けされ、その他の畑には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地にも影響がなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 90 号、財部 91 号、財部 92 号について、9月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。財部 90 号の調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稲を作付けされる予定で、周辺の農地にも影響がなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。なお、渡人は、妻の姉になります。財部 91 号の調査結果の総合意見は、取得する農地には、梅と柿が既に植えてあり、7年8年位経っていると思います。周辺の農地にも影響がなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。渡人と受人は、従兄だそうです。財部 92 号の調査結果の総合意見は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地にも影響がなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 93 号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親子の関係になります。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稲を作付けする予定で、周辺の農地にも影響がなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。推進委員さんも質疑、意見は認めますので出してください。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 76 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 77 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは4ページになります。議案第 77 号について、ご説明致します。受理番号大隅 38 号、土地の所在地は、大隅町須田木西川原○○○○○、地目は田で、面積 831 m²です。申請人は、霧島市国分の○○○○○で、所有者は、霧島市国分の○○○○○です。転用目的は、水道用施設で

す。変更理由は、申請地は、霧島市の浄水場が老朽化したため、新たに浄水場を建築したいという事です。変更区分は、除外です。他3件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○12番委員（○○○○○）

受理番号大隅38号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上須田木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路、西が田、南が田、北が河川であります。目的実現の確実性は、事業計画者である○○○○○は、隣接地に設置している浄水場の老朽化と施設拡張から申請するものであり、新たに設置する浄水場について、今年度は用地費のみ計上しており、工事費等は2年後に予算措置するため実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、電気室1棟と着水槽を設置するもので、所要面積831㎡は、同種施設の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は土地改良事業の施行があった第一種農地にあり、不許可の例外である収用法対象事業に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は9月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

受理番号財部39号、財部40号、財部41号を現地調査致しましたので報告致します。まず39号ですが、申請地は、坂元自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が道路を挟んで田、南が田、北が田であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積1,946㎡に牛舎1棟、堆肥舎1棟、ロール置場を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で家畜排せつ物は、オガクズで吸着し、堆肥舎で攪拌処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設けます。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。緩衝地は、自分の田があるため、それが緩衝地になります。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在、牛を飼育していますが、増頭を考えており牛舎等を新たに設置するもので用途変更やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。なお、説明補足資料の24ページにありますのでご覧ください。調査日は9月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。続いて受理番号財部40号です。申請地は、正部自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が雑種地、南が山林、北が道路を挟んで田であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりないことから第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,323㎡に杉234本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で水路放流で適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地のその他の農地に該当します。申請地は、南側が山林で日照不足に悩まされている事から杉を植林し管理するものです。また、隣接地とは4m離して植林する旨の指導を行い、除外やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は9月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部41号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が

雨水の状況で柵等を作らなくても災害等を引き起こさないという事ですか。表面排水等を流すだけでも隣接農地の災害等は、大丈夫なのでしょうか。

○11 番委員 (○○○○○)

現況で考えますと、河川の横に申請地があります。確認で1級河川であれば協議が必要であるという事で確認して下さいとお願いしてあります。事務局の方に返事が来てればお願いします。

○事務局 (○○○○○係長)

こちらでも確認しましたが河川協議については、必要ないという事でした。また、回答も戴いております。

○議長 (○○○○○会長)

迫委員よろしいですか。

○4 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○推進委員 (○○○○○)

太陽光発電施設の事ですが、太陽光発電施設を建設して災害があつて、パネルが壊れているが回収ができならしく、光を当てたらずっと売電するらしく、災害が起きないように現地調査をしてほしい。という意見としてお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第77号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第78号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは5ページになります。議案第78号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉20号土地の所在地が末吉町岩崎杉ノ元○○○○○、地目は田で、面積147㎡です。申請人は、末吉町岩崎の○○○○○で、転用目的は通路です。理由につきましては、隣接地で太陽光発電事業をするため、通路を設置したいという事です。他4件です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉20号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、宮原自治会にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田と通路、北が田と太陽光発電施設です。目的実現の確実性は、現況のまま使用する事から確実と思われれます。位置としましては、第二種農地の市街地近接農地に該当します。計画面積については、通路を147㎡設置するもので適当と思います。排水等については、自然流下で適当であると思います。被害防除については、現状のまま利用するので適

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。
○議長（○○○○○会長）

次に議案第79号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第79号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉73号土地の所在地が末吉町諏訪方上川路山○○○○○、地目は畑で、面積977㎡の内500㎡です。譲渡人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、譲受人は、末吉町諏訪方の○○○○○です。転用目的は、一般住宅とカーポートです。理由につきましては、現在、借家に居住していますが、手狭なため自己の住宅を新築したいという事です。農振区分については、外です。他10件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10番委員（○○○○○）

受理番号末吉73号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西高松自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が市道です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地ですが集落接続施設に該当します。計画面積については、全体面積3,946㎡のうち500㎡に一般住宅とカーポートを設置するもので適当であると思われます。排水等については、汚水・生活排水は、浄化槽を経て雨水と道路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、整地のみ行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅及びカーポートを設置する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみましました。調査日は9月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

受理番号末吉74号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、麓自治会にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が田、南が道路を挟んで山林、北が原野です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思ひます。位置としましては、第二種農地のその他の農地に該当します。計画面積については、全体面積938㎡に資材置場938㎡を設置するもので適当であると思われます。排水等については、雨水は自然流下で適当であると思われます。被害防除については、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当し、資材置場を設置する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみましました。調査日は9月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。次に、受理番号末吉75号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、黒鳥自治会にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地の集落接続施設に該当します。計画面積については、全体面積2,037㎡に建売住宅1,789㎡を設置するもので適当と思ひます。排水等については、雨水は、水路放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置し、北側の側溝に放流するもので適当であると思ひます。被害防除については、土留め工事をし、緩衝地を設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に

問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の不許可の例外の集落接続施設に該当し、建売住宅を設置する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は9月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で報告を終わります。

〇14 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 76 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、住吉自治会にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地の集落接続施設に該当します。計画面積については、全体面積 962 m²のうち 499 m²に一般住宅を設置するもので適当であると思われます。排水等については、雨水は、水路放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を経て道路側溝に放流するもので適当と思います。被害防除については、土留め工事を行い、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の不許可の例外集落接続施設に該当し、一般住宅を設置する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員日は9月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 77 号を現地調査しましたので報告致します。この案件は、先程の4条の末吉 20 号の続きですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。申請地は、第二種農地の市街地近接農地に該当し、通路を設置する事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は9月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇9 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 78 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が水路です。目的実現の確実性は、資金調達の計画書が添付されており、借家から自己の住宅を建築するもので確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、住宅1棟と2台分の車庫を建築するもので適当であると思われます。排水等については、生活雑排水は、合併浄化槽にて北側側溝に放流し、その外は自然流下とするので適当と思います。被害防除については、隣接地から2mの緩衝地を設けるため、問題はないと思われます。道路条件については、接道として隣地の通行承諾書があり問題ないと思います。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の集落接続施設に該当し代替地を検討するが適地がなく、一般住宅を設置することは、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は9月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 79 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上馬場自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が畑と道路です。目的実現の確実性は、資金調達計画書も添付されており、借家から自己の住宅を建築するもので確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積が500 m²を超えますが住宅1棟とカーポート、通路を設置するための理由書が添付されているので適当であると思われます。排水等については、生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、雨水は自然流下とするので適当と思います。被害防除については、隣接地から2mの緩衝地を設けるため、問題はないと思われます。道路条件については、住宅地と148 m²の通路を設置するため問題ないと思います。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当する事から、代替地を検討するが適地がなく、一般住宅を設置することは、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 80 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、浦興禅寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで墓地、西が道路を挟んで宅地、南が道路を挟んで宅地、北が山林です。目的実現の確実性は、金融機関の融資と自己資金で融資証明及び金融機関の残高証明書が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 1,508 m²にパネル 216 枚を設置する面積は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下及び南側道路側溝放流で適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は太陽光発電施設を設置し、売電収益で生活安定を図るものです。また、隣接住宅等に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、浦興禅寺自治会内には、既に 4ヶ所太陽光発電施設があります。調査日は 9月 10 日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○ 8 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 81 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、金丸自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで雑種地、西が田、南が田、北が道路を挟んで田です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 1,276 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は太陽光発電施設を設置し、売電収益で生活安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、令和 2年 7月 27 日付けで除外の変更認可通知が出ております。調査日は 9月 10 日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 82 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、金丸自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が田、南が河川、北が田です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設及び駐車場等を設置する面積 1,806 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は太陽光発電施設を設置し、売電収益で生活安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、令和 2年 7月 27 日付けで除外の変更認可通知は、出ております。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○ 11 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 83 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西村自治会内にある農地です。これは、議案 77 号財部 41 号と一緒にですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調

査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は太陽光発電施設パネル196枚を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は9月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（〇〇〇〇〇）

財部80号から財部82号ですが、業者は全て〇〇〇〇〇ですよ。福岡に住んでいる人を探して計画しているように思いますが、これからも出てくるのか聞いていませんか。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

地元の不動産屋が動いています。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉の73号ですが、確認ですが農振は、外になってますが元々外ですか。地図を見た限り農振に入っているような気がするんですが。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

私もちょっと気になったので、事務局に確認をしました。補足説明資料の47ページの三角地帯がありますがそこだけ農振から外れていました。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

お願いですが、補足説明資料に被害防除計画書を添付して頂きたいのですが。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

はい。わかりました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第79号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第80号農地法第25条和解の仲介についてを議題と致します。仲介委員として4番〇〇〇〇〇委員・11番〇〇〇〇〇委員・13番〇〇〇〇〇委員をお願いしておりましたので報告をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

9月20日に申立人の〇〇〇〇〇さんに現地に来て戴きまして、我々3人で現場確認と聞き取りをしました。昔から〇〇〇〇〇さんのお父さんの代から地権者の〇〇〇〇〇さんと境界についていろいろあったらしく、耕作しなくなって、この〇〇〇〇〇さんが今年作ってるんですが、お父さんが側溝をあっちこっち置いてここが境界である意思表示されたらしんですが、ここが境界なんですよと〇〇〇〇〇さんが言われたんですが境界杭が違う所にありまして、境界がはっきりしないので何とも言えないので、〇〇〇〇〇さんの方に境界をはっきりさせて、はっきりした時点で、この

申立内容を解決していくという事になりました。以上です。

○議長（○○○○○会長）

3名の方は、大変ご苦労様でした。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第81号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは10ページになります。議案第81号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉77号申出者が北諸県郡三股町の○○○○○で、申出地の所在が財部町下財部桂原ノ下○○○○○他4筆で、地目は、田と畑、面積合計4,237㎡です。申出の内容は、売りたいです。他1件です。よろしく申し上げます。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。財部77・78については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。よろしく申し上げます。ここで10分間暫時休憩致します。

(休憩：午前10時10分)

(再開：午前10時20分)

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉55号は、成立です。59号も成立です。60号、61号、62号は、継続でお願いします。

○7番委員（○○○○○）

財部58号は、打切でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉64号は、打切でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

末吉65号は、成立でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

大隅67号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部68号、69号は、継続でお願いします。

○14番委員（○○○○○）

財部68号、70号は、継続でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉71号は、継続でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉72号は、継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉73号は、継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉74号は、成立です。末吉75号は、継続でお願いします。

○10番委員（○○○○○）

大隅76号は、継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きお願い致します。議案第82号農用地利用集積

計画の利用権設定を議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第82号農用地利用集積計画の利用権設定については申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第83号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第83号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。9月分利用権設定の新規は、田が12筆で面積13,164㎡、畑が203筆で面積376,767㎡、計215筆で面積389,931㎡、件数は106件でございます。再設定は、田が12筆で面積15,991㎡、畑が204筆で面積431,968㎡、計216筆で面積447,959㎡、件数は101件でございます。所有権移転については、田が3筆で面積4,333㎡、畑が24筆で面積42,931㎡、計27筆で面積47,264㎡、件数は10件でございます。合計しますと、458筆で面積885,154㎡、件数は217件となっております。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第9号合意解約等の報告については、総会資料の51ページから59ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○6番委員（○○○○○）

今回、農地パトロールして○○○○○さんの土地が荒れている事を話しに行きましたが、昨年も宇都地区の財部土地改良区の中の○○○○○さんの土地が荒れていて綺麗にしてくれとお願いしましたが、今回も綺麗にしてくれと話しましたが、中々借り手が見つからないという事を言われ、綺麗にして中間管理機構なり農業委員会にあっせん申し出を出すなりして貸し出して下さいと言ったところです。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

3条申請及び経営基盤強化促進法で農地を取得した土地は、3年間は、所有権移転及び利用権設定はできないように申し合わせをしたらどうかという意見です。皆さんの意見をお聞かせ下さい。

○議長（○○○○○会長）

今、○○○○○委員から3年間は、所有権移転や利用権設定は、できないようにという意見ですが、皆さんどうでしょうか。

○推進委員（○○○○○）

意見については、畜産地帯で外来作物と言われるギシギシが非常に多くなってきているんですね。これを甘藷農家と提携して、交換して甘藷を植えて戴きたいとなった時に1年間は、その作物を絶やす為に耕耘等を常にかけていくという事で、どうしても賃貸借をせざるを得ない状況であるようでございます。従いまして、全て3年間はという事ではなくて、状況において判断していただければよろしいかと思っております。皆さんよろしく申し上げます。

○議長（○○○○○会長）

今の意見について何かありませんか。

○事務局（○○○○○局長）

ただ今の意見について、購入した農地については、3年間、所有権移転及び利用権設定はできないようにし、やむえない状況については、理由書添付で対応致します。しかし、こちらから率先して理由書については、進めず対応していきたいと思っております。

○議長（○○○○○会長）

皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（○○○○○）

市長への意見書について

○2番委員（○○○○○）

意見書のイノシシ対策について

○19番委員（○○○○○）

意見書のTMRについて

○4番委員（○○○○○）

意見書のジャンボタニシについて

○推進委員（○○○○○）

意見書の防疫対策の中の鳥獣被害について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

先月の総会で質問しました中間管理機構の合意解約についてですが、進展はどうでしょうか。

○農林振興課（○○○○○）

合意解約については、公社からまだ連絡がないところです。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

はい

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○推進委員（○○○○○）

賃貸借の小作料と所有権移転の売買価格について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第9回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和2年9月18日（金） 午前11時21分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員